

「佐倉市障害福祉施設等物価高騰対策支援金」 よくある質問・回答

質問		回答
事業内容	事業の目的は何か。	市内に所在する障害福祉施設等に対し、支援金を交付することにより、エネルギー等物価高騰の影響を受けている施設等の負担を軽減し、当該施設に入所する障害者等の生活環境を維持することを目的とします。
	通所系及び地域生活支援施設の支援金の交付額を1/3とする根拠は。	通所系の稼働時間(利用時間)を8時間前後と見込み、1日の1/3として算定しました。
	支援金の使用用途の決まりはありますか。受給後に別途、使用用途の報告等を市にする必要はありますか。	支援金の用途の決まりはありません。また、『佐倉市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書』をもって、実績報告とするため、別途実績報告等の提出は必要ありません。
	支援金の交付を受けた場合は、利用者負担を増やしてはいけないのでしょうか。	支援金の交付を受ける要件ではありませんが、本事業の趣旨を御理解の上、御対応願います。
対象施設等	なぜ、訪問系は対象外なのでしょう。	入所系施設は、24時間365日稼働、通所系施設も1日の1/3余りをほぼ毎日稼働しており、施設運営に物価高騰の影響を大きく受けていることから、利用者の生活環境の維持を図る必要があると考え、支援を行うものです。
	高齢者施設と障害者施設の両方を運営している場合、両方とも申請できますか。	同一施設で、障害者施設と高齢者福祉施設の両方を運営している場合は、どちらか一方での申請(支給)となります。まず、障害福祉課にご確認願います。
	基準日(7月1日)現在は開所していますが、申請受付以降で休所を予定しています。支援金の対象になりますか。	休止・廃止の予定がある場合は、申請できません。
定員関係	入所者(利用者)数が定員数よりも少ないのですが、定員数で申請してよろしいですか。	支援金の交付額は、入所者数や利用者数ではなく、利用定員数で算定します。令和8年7月1日現在の利用定員数で申請してください。なお、休止しているユニットがある場合は、利用定員数には含めないでください。
	同一の施設で就労支援事業所A型とB型を運営しています。両方の定員を合算した人数で申請できますか。	どちらか一方(定員数の多い方)でご申請ください。同一の施設内において、複数のサービス事業所が設置されている場合は、当該施設内のいずれか一つの事業所のみを支援金の交付対象とします。

申請関係	申請期間はいつからいつまでですか。	申請については、令和8年8月5日(水)から9月30日(水)までの受付となります。
	交付の申請は事業所・施設毎になりますか。まとめて申請できますか。	法人が、運営する施設・事業所をまとめて申請してください。
	同一の施設において、異なる介護事業所番号で複数回申請できますか。	1施設当たり、申請は1回となります。
	電気代等を支払った証拠書類を提出する必要はありますか。	電気代等を支払った証拠書類を提出する必要はありません。
	令和8年7月以前に、運営する法人が変わりました。以前の法人と按分する必要がありますか。	基準日時点での運営法人から申請してください。按分する必要はありません。
	通所系サービス事業所の支援金の計算で端数が出た場合、千円未満切り捨てとありますが、複数の事業所の合計額を千円未満切り捨てた額で交付申請すればいいですか？	事業所ごとに千円未満切り捨てていただき、その合計額で交付申請してください。 (例) A事業所 $22,000円 \times 10人 \times 1/3 = 73,333.33 \dots \div 73,000円$ B事業所 $22,000円 \times 20人 \times 1/3 = 146,666.66 \dots \div 146,000円$ 交付申請額 $73,000円 + 146,000円 = 219,000円$
	施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。	振込先口座は、法人名義の口座をお願いします。
	電子メールやFAXで申請できますか。	可能です。 ただし、FAXの場合は、送信後、障害福祉課(043-484-4153)にその旨ご連絡ください。
	申請後の流れはどのようになりますか。	審査を行い、内容に不備が無い場合は、交付決定通知を郵送後、支援金を指定の口座に振り込みます。なお、申請に不備がある場合は修正をお願いする場合がありますので、ご承知願います。
	振込時期はいつ頃ですか。	申請件数の状況等にもよりますが、申請から約3～4週間程度を見込んでいます。